

令和8年度加賀の國インスタグラム運用代行業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和8年度加賀の國インスタグラム運用代行業務（以下、「本業務」という）

2 業務目的

本業務は、「地域の強みや魅力となる観光素材を発掘し、それらを活かしたPR」を基本テーマに、加賀地域の情報をインスタグラムで魅力的に発信し、加賀地域の認知を高め、ファンを増やし、訪問者や周遊機会を増やすことを目的とする。

3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

- (1) 投稿コンテンツ提案、投稿カレンダーの作成管理
 - ・投稿内容は、地元おすすめ情報、イベント情報、グルメ情報、伝統工芸情報（品物・職人）、農業情報（品物・事業者）、施設情報、加賀地域連携推進会議実施事業情報など
- (2) 投稿毎の数値の集計及びレポート作成（月ごとに翌月10日まで）
- (3) 定例報告会（四半期程度）における実施報告・効果検証と、投稿企画プランニング
- (4) 投稿文章作成および投稿代行は以下のとおりとする。
 - ・オリジナルのフィード投稿、リール投稿は、4投稿/月、50投稿/年間とする。
 - ※共同投稿・リポスト投稿10本程度/年 含む
 - ・ストーリーズ投稿は、2本/週、90投稿/年間とする。
 - ・要望による投稿は、10本程度/年（通常の投稿に含む）とする。
 - ・投稿数は前述合計140投稿+ α とする。
 - ・構成市町（加賀市、小松市、能美市、川北町、白山市、野々市市）の掲載量のバランスにも配慮すること。
 - ・サムネイルの文字やフォーマットデザインを決めて納品すること。
 - ・フォロワーとのコミュニケーションを重視し、フォロワー外のユーザーにも届く魅力的な投稿とすること。
 - ・静止画投稿はできる限りファーストビュー（サムネイル）に力を入れ、魅力的な投稿とすること。
 - ・動画投稿を活用して、リーチの拡大を図ること。
 - ・フィード投稿だけでなく、リール投稿・ストーリーズ投稿を駆使し、今のインスタグラムの拡散傾向に合わせた投稿とすること。
 - ・多くの保存される可能性の高い投稿で更なる反響拡大を図ること。

4 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

5 委託上限額

2, 800, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち、30万円は効果的な広報を行うための費用（広告費、インフルエンサー活用など）とする。

6 受託者決定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、本業務の履行の手段や実施体制等を総合して、最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、本業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記15問い合わせ先が行います。

7 スケジュール

スケジュールは次のとおりを予定しています。

日程	内容
令和8年 3月2日（月）～	実施要領の配布
3月2日（月）～11日（水）	質問の受付
3月2日（月）～12日（木）	参加表明の受付
3月16日（月）～23日（月）	企画提案書の受付
3月24日（火）～27日（金）	審査の実施
3月31日（火）（予定）	選定結果の公表
4月1日（水）～	契約の締結、業務開始

8 参加資格

(1) 応募者の資格

申込時において、法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。（個人は対象外）

(2) 欠格事項

次に該当する法人等（その他の団体等は代表者）は、応募者になることはできません。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により小松市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

オ 小松市における入札手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

カ 税を滞納しているもの

キ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、法施行令第 122 条及び第 133 条（市が資本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人）に該当する場合を除く。

ク 法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、受託者となることができません。

(3) 参加資格に関する質問

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時までにメール等で提出ください。提出した際は、届いているかどうかの電話確認を行ってください。

9 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類を持参以外の方法で提出した場合は、届いているかどうかの電話確認を行ってください。
- (2) 本業務に従事する本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (3) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。（ただし、軽微な変更を除く。）
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類について公表する場合、その他加賀地域連携推進会議が必要と認めるときは、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (7) 参加表明後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 1-2）を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (9) 加賀地域連携推進会議が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

10 参加表明書の受付

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）
午前9時から午後5時まで（土日及び祝祭日を除く）

(2) 説明会

開催しません。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人等概要書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ その他必要な書類

(4) 提出部数

1部。ただし、PDFデータを提出した場合は、紙の提出は不要です。

(5) 提出先

下記、15 問い合わせ先

(6) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

(7) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、参加資格確認結果通知書により電子メールにて通知します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和8年3月16日（月）正午までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

11 企画提案書の受付

(1) 受付期間

令和8年3月16日（月）から3月23日（月）
午前9時から午後5時まで（土日及び祝祭日を除く）

(2) 提出書類

- ① 令和8年度加賀の國インスタグラム運用代行業務企画提案書（様式7）
- ② 企画提案書（任意様式）

(3) 提出部数

1部。ただし、PDFデータを提出した場合は、紙の提出は不要です。

- (4) 提出先
下記、15 問い合わせ先
- (5) 提出方法
持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

12 選定の方法

令和8年度加賀の国インスタグラム運用代行業務公募型プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、申請書等の審査を行います。

- (1) 審査委員
加賀地域連携推進会議構成市町の職員6名が務めます。
- (2) 審査方法
書類審査により実施します。
- (3) 審査項目及び評価基準
次の審査項目により評価を行います。なお、本評価の合計点は100点とします。

審査項目	評価基準	配点
1 提案内容	(1) 目的を理解した提案となっているか	10
	(2) 提案に実現性があり十分な効果を見込めるか	30
	(3) 効果的な取り組みや工夫があるか	20
2 経費	(1) 提案と見積内容に整合性があり妥当か	10
3 業務遂行の確実性	(1) 過去に類似業務の受託実績はあるか	10
	(2) 実施の体制・人員・スケジュールは妥当か	10
	(3) 企画書が分かり易く整理され、疑問点はないか。	10
合計		100

- (4) 採点基準
各審査項目において、次に示す5段階により、評価、採点を行います。

評価段階	評価区分	採点
A	極めて評価が高い、非常に有効である	配点×1.00
B	評価が高い、有効である	配点×0.75
C	普通	配点×0.50
D	やや評価が低い、あまり有効ではない	配点×0.25
E	評価が低い、有効ではない	配点×0.00

- (5) 選定方法
ア 各委員は、評価の高い者から応募者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の応募者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該応募者の順位を定めるものとします。

ウ 複数の応募者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募者において第2位の順位獲得数の多い応募者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募者において、各委員の評価得点の合計が最も高い応募者を上位とします。

エ 複数の応募者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

オ 受託者選定後、上位の応募者が辞退又は失格となったときは、下位の応募者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(6) 最低基準

選定にあたっては、応募者の企画提案における各委員の評価得点の平均点が50点（満点の5割）の最低基準に満たないときは、当該応募者を候補者として選定しません。

13 審査結果の通知

受託者の選定後、審査の対象となった全ての応募者に対して、審査結果通知書により電子メールにて通知します。

なお、非選定となった応募者は、その理由について、通知を受けてから1週間以内に書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

14 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

加賀地域連携推進会議の事務局を置く小松市の小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。

ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法等

本件の募集に関する情報及び応募者の名称、審査結果（選定された候補者名、審査項目、評価点及び各応募者の評価得点）等は、加賀地域連携推進会議ホームページで公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

15 問い合わせ先

加賀地域連携推進会議事務局

小松市国際文化交流部観光交流課（寺田・松本）

〒923-8650 小松市小馬出町9 1 番地（小松市役所2階）

電話 0761-24-8076 FAX 0761-23-6404

メールアドレス kankou@city.komatsu.lg.jp